新座生活保護費支給漏れ被害対策弁護団の発足について

令和元年６月，新座市において，生活保護費の障がい者加算の支給漏れが判明しました。支給漏れは，古くは平成１４年８月分からあり，支給漏れの総額は、１６世帯、２１３５万８５０円にのぼります。
ところが、新座市は、支給漏れ分のうち，過去５年間分だけ支払いをし，それより前の分は支払いをしていません。

そこで、反貧困ネットワーク埼玉は、新座市に対し、全額が追加支給されるべきことを申入れ、従前の方針の変更を求めましたが、新座市は、これに応じませんでした。
そのため、過去５年間分だけでなく，支給漏れした分すべてについて，新座市へ支払いを求めるため，被害対策弁護団が結成され、対象世帯の方々からの無料の相談に応じることとなりました。

新座市は、弁護団に関する情報を対象世帯に情報提供しない方針のため、広く、関係者のみなさまから、対象世帯のみなさんに情報が伝わるよう、ご協力のほど、お願いいたします。

お問い合わせは
①法テラス埼玉法律事務所・弁護士高田慎二（電話050-3383-5376）
または、
②埼玉総合法律事務所・弁護士猪股正（電話048-862-0355）　までお願いします。

チラシのダウンロードは→こちら

【関連情報】
生活保護法に基づく保護費の支給漏れ等を是正し、実効的な再発防止策を講ずることを求める会長声明
毎日新聞：新座市の生活保護費認定漏れ未支給巡り弁護団結成／埼玉